

経済被害について

住田裕子

高齢者の「経済被害」などの現状：

クリニシアン583号掲載の

木之下・安田論文を受けて

本「クリニシアン」誌583号掲載の木之下・安田論文では、この10年間で高齢者が巻き込まれた契約トラブルに関する相談が急増していることから、関東近郊の病院にかかる在宅介護中のアルツハイマー型認知症の本人とその主たる家族介護者121組（最終106組）を対象としてインタビューし、そのデータの分析と結果を公表した。

そこでは、不必要・過量など合理性を欠く契

約による「経済被害」や離転職、本来得られるはずの社会参加機会の喪失などの介護に伴う家族の出費等（「機会損失」という）が深刻で、機会損失に至っては、一世帯当たりの平均損失額は約497万円であり、最高額は1億5、000万円余りに及んだことが報告された。

近時、社会問題となっている「オレオレ詐欺」は、被害者の72%が女性であり、60歳代の女性が30%、次いで70歳代以上の女性が29%である（表①）。「還付金等詐欺」でも同様で、被害者の77%が女性であり、60歳代の女性が28%、次いで70歳代以上の女性が25%である。しかも、

①振り込め詐欺の被害者の男女別・年代別構成割合（平成20年1～10月）

(%)

年代	オレオレ詐欺		架空請求詐欺		融資保証金詐欺		還付金等詐欺	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳代以下	0	0	18	19	6	5	0	1
30歳代	0	0	11	14	9	12	0	3
40歳代	0	1	9	12	14	13	1	5
50歳代	2	12	5	7	13	9	2	15
60歳代	11	30	2	3	9	5	9	28
70歳代以上	15	29	1	1	3	2	12	25
合計	28	72	45	56	54	46	24	77

平成20年版国民生活白書より

第2-1-28表 オレオレ詐欺、還付金等詐欺の被害者は60歳代以上の女性に多い

(備考)

1. 警察庁「振り込め詐欺（恐喝）」の認知・検挙状況等について（平成20年1～10月）（2008年）により作成。
2. 四捨五入の関係で内訳の計と合計が合わない場合がある。
3. オレオレ詐欺、還付金等詐欺の「70歳代以上」は、警察庁の資料における「70歳代」と「80歳代以上」を足し合わせた値である。

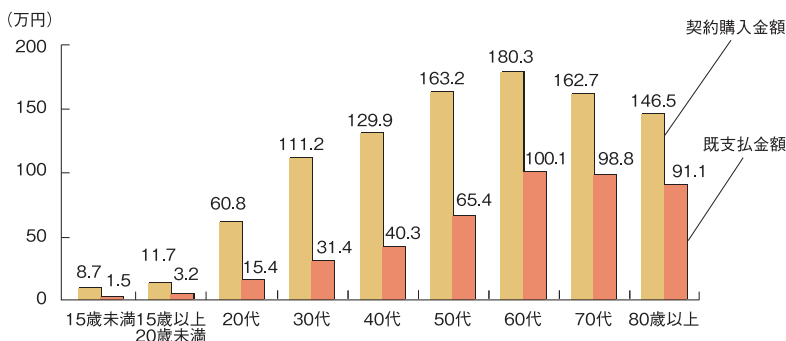
50歳代以上の中高年齢層において、被害の金額が高いこと、などが明らかとなった(図②)。

また、高齢者の被害は、家庭訪問販売(約2割、2006年東京都調査)や電話勧誘販売(約1割、右同)の2つの手口が多いことから、自宅にいたことが多い高齢者がターゲットとなっているとみられる。

もともと、前記の表①、図②の調査は、被害に気づいて、消費者センターや警察など公的機関への相談などの結果をまとめたもので、実際には、被害自体に気づいていない、気づいていても、一人で抱え込み、誰にも相談しないということが多く、潜在化している割合がかなり高いとみられる。

実際に、約34%の人が被害に遭ってもどこにも相談していないとの調査結果もある(内閣府国民生活選好度調査2008の特別集計より)。

②年代別の平均契約購入金額及び平均既支払金額



平成20年版国民生活白書より

第2-1-12図 50代以上の年齢層では被害で支払ってしまった金額が高い
(備考)

1. 国民生活センターPIO-NET2007年度のデータ(2008年8月15日までの登録分)により内閣府において特別集計。
2. PIO-NETデータのうち、個人に関する相談で、相談者と契約者が同一の契約申込み済みの相談を対象とし、商品などの売買取引関係のない相談、消費者相談に直接関係のない相談、行政サービス、「振り込め詐欺」に関する被害は対象外として集計。
3. 500万円より大きい金額の相談件数は4,567件(総件数のうち2.9%存在するが、図の見やすさの観点からここでは表示していない)。

経済被害の救済策としての

法的制度とその問題点

加齢・認知症に伴い、判断力が不十分になり、思慮が浅いことにつけこんで代金をだまし取った場合は、「準詐欺罪」になり、民事上も取り消すことができる(埼玉県のと2姉妹が被害者となった、リフォーム詐欺が典拠例)。

そもそも、判断能力を完全に喪失していた場合は、無効となつて当然に代金等の返還を求めめることもできる(民法の原則)。

また、民法による詐欺や強迫、消費者契約法による不実告知(嘘を言う)や困惑(居座り、不安感をおおる)などでも、契約を取り消せる。

さらに、昨年、消費者契約法が

改正され、過量に販売した場合は、必要分を除いた過量部分の契約を取り消せることになった。そして、特定商取引法では、訪問販売や靈感商法などの場合に「クーリングオフ（8日以内であれば、格別の理由なく取り消し可）」ができるが、その適用されるケースも法改正によって拡大している。

昨春秋、消費者庁が新設された。これら救済法制度の拡充とともに、各地方自治体の消費生活担当課への相談体制がさらに充実することが期待される。

しかし、被害について相談しない層が3分の1もある、ということから、これら制度の周知と実際の利用とは、まだまだであるというほかはない。

さらに、取り消しや無効によって、代金が返還できるとしても、そのための費用や手間も相応に必要であるし、なによりも、悪徳業者の存在自体を特定することが困難であり、たとえ特

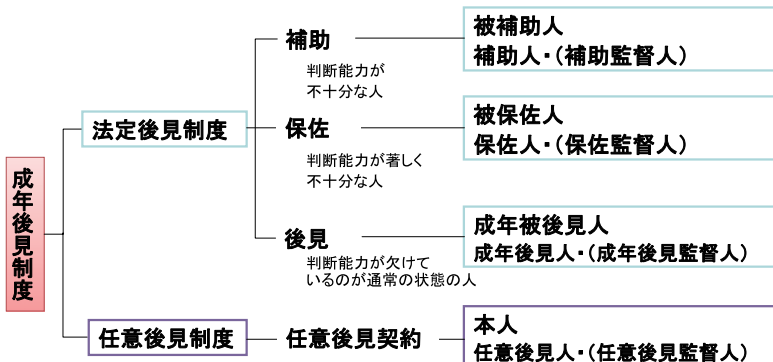
定できても、資金の返還能力がない場合も問々ある。

弁護士は、実際に紛争になってから、贈与契約や商取引契約、そして、遺言や結婚・養子縁組などをした本人の意思能力を判断する場面に多々遭遇する。とくに、物故者の意思能力については、証拠物件等が乏しく、難渋することも多い。また、判断能力の鑑定を求める場合も、鑑定書面の作成はするが、裁判での証言には難色を示されてしまうなど、鑑定医探しも隘路となり得る。司法制度での事後的救済の限界であろう。

事前の法的予防策

2000年に介護保険制度とともに発足した成年後見制度がある（図③）。これは、本人の判断力がほぼない場合は、家庭裁判所によって、成年後見人が選任され、代理や取り消しをしてもらえ、それほど衰えていない場合は、保佐人

③成年後見制度の概要



出所: 法務省 民事局 成年後見制度
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.htm#a1>

・ 補助人が付けられ、適切な同意や取り消しを
してもらえる。しかし、2008年は、2万6、
459件（最高裁の調査）しか利用されていな
い。これは、認知症の人が約200万人強とす
ると、わずか1%程度の利用率である。

さらなる、周知とその利用の拡大が求められ
るが、そのためには、適切な人材の養成（現在、
定年退職後の市民や司法書士も新たな職域とし
て拡大中）がまずは必要である。その上で、就
任した際の様々な問題、とくに物盗られ妄想を
抱く認知症の人からなじられたり、悪徳業者と
の対応をたしなめようとしても、逆に聞き入れ
られないなど、金銭をめぐる信頼関係が損な
われた、担当者が嫌気がさして辞任したとの話
を耳にする。対応策が必要であろう。

望まれる施策

前記の木之下論文では、専門医の診断前後に
分けて被害を比較したところ、件数、被害額と

もに低下したと解釈され得る結果となった。

診断の過程で家族の意識が変化して認知症についての現実を受け入れることの意義は大きい。そこで初めて、医師等医療・介護スタッフのサポートを積極的に利用し、近隣の助力や法的サポートの受け入れにも進むことができる。

一方、一人暮らし、高齢者のみの世帯数は増加中である。老老介護・認認介護に至るものがあるが、本人らに病識のないケースについては、周囲の積極的な助力や関与が必要となる。これは心身ともに健康な時点から、高齢化への備えをすることでしか解決できない。そのためには、介護保険制度外のインフォーマルサービスの整備と介護保険適応期前からの利用が求められよう。

法律上も、紛争やトラブルが起きてから解決するのではなく、事前の予防が最も重要であり、そのために、前記のような様々な制度の改善と整備、それらのいっそうの活用が必須である。

これこそ、先進国で最速に高齢化が進むわが国の最重要テーマといえよう。

(弁護士)

